

株 主 各 位

大阪府中央区道修町一丁目5番18号
株式会社ベネフィットジャパン
代表取締役社長 佐久間 寛

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ以下のいずれかの方法によって議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年6月27日（月曜日）午後6時までには、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3F 北浜フォーラム B・C室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対する表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。

インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.benefitjapan.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）

・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認しマスク着用で対応させていただきます。

・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.benefitjapan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社は、本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.benefitjapan.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表も含まれております。

一昨年から、株主総会ご出席の株主様へのお土産は、とりやめさせていただいております。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年6月27日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。

(3) 議決権行使書に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）  
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。
6. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
- (1) 本サイトで議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
- 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行部  
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

## 事業報告

( 2021年4月1日から )  
( 2022年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」といいます。）拡大の影響に伴い緊急事態宣言が長期化したものの、現在は新規感染者数減少に伴い、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除され、経済・社会活動は緩やかながら回復しております。しかしながら、新規感染者は未だ高い水準にあり、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況の中、当社グループは、当連結会計年度において、契約回線数が前年同月比19.7%増加したことによるストック収入の大幅な増加や、モバイルWi-Fiのレンタルの需要が高い水準で推移したことにより増収となり、また、ロボット事業における人員増加等の先行投資費用が嵩んだものの増益となりました。しかしながら、ショッピングモールや百貨店でのコミュニケーションセールスによる新規獲得活動は感染症の影響が未だ大きく厳しい状況となりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は売上高11,567,934千円（前年同期比16.3%増）、営業利益1,507,348千円（同17.7%増）、経常利益1,532,960千円（同17.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,049,457千円（同15.0%増）となりました。

当連結会計年度より、従来、報告セグメントとして記載しておりました「MVNO事業」は事業をより明確に区分するため、「モバイルWi-Fi事業」と「ロボット事業」の2区分に変更しております。

なお、前年同期との比較は変更後の報告セグメントの区分に基づき記載しております。

##### (モバイルWi-Fi事業)

モバイルWi-Fi事業は、「ONLYMOBILE」、「Only Customize Plan」（注1）、モバイルWi-Fiのレンタル事業（NETAGE）やMVNE（注2）事業を総称したサービスで、また、それらの付帯サービスとして、インターネットオプションサービスやコンテンツ等の「ONLYOPTION」の提供を行っております。当連結会計年度

において、従来の定額制の各種プランに加えて新たに使った分だけ支払う無駄のない従量課金制プラン「ベストプラン」の販売を開始しました。

コミュニケーションセールスにおいて、緊急事態宣言は解除されましたが、感染症再拡大への懸念から集客数の多い優良店舗での開催が規制を受けたこと、また、WEB販路代理店における価格競争激化による新規獲得件数の減少といったマイナス要因はあったものの、MVNEとして提供した外国人労働者、留学生対象のプリペイドSIMの販売数が拡大したことでモバイルWi-Fi契約回線数は前年同月比18.2%増となり、ストック収入の大幅増加に寄与しました。モバイルWi-Fiのレンタル事業において、テレワーク導入企業やオンライン授業を導入する学校関係からの申込等、大口案件の獲得が増加、また、個人の需要も好調に推移しました。

その結果、売上高9,145,570千円（前年同期比12.6%増）、営業利益2,069,827千円（同48.8%増）となりました。

（ロボット事業）

ロボット事業は、コミュニケーションロボットとSIMカードをパッケージ化した「ONLY ROBO」を販売し、その付帯サービスとして「安心保障サービス」や「ロボホンPrime」等の「ONLY OPTION」の提供を行っております。

ロボット事業におきまして、中期経営計画“Connecting to the Future（未来へ繋ぐ）”で掲げたロボット事業の基幹事業化に向け、新入社員を中心に人材を多く配置し、「新しい家族に出あえるお店」をコンセプトにした当社オリジナルブランド「Robot Planet」ショップをオープンしました。また、シャープ株式会社との協働により開発された当社オリジナルモデル“ROBOHON（ロボホン）”の弟モデル、LOVOT・Romio等のその他のコミュニケーションロボットの販売開始や、ヒトとロボットが共生する新たなライフスタイルの発信拠点「PARK+」に協賛・出店をするなど、ロボット事業へ積極的に投資を行いました。

新規獲得件数については、集客の多いショッピングモールなどの一部優良店舗での開催が再開出来ていないことや、来店客の減少に伴う接客機会の減少はあったものの、WEB予約の広告強化に伴う予約来店数の増加、また、人材を増強しPOP UPストアを拡大したことで前年同期に比べ大きく増加しました。

その結果、売上高1,947,452千円（前年同期比57.4%増）、営業損失269,898千円（前年同期は営業利益133,912千円）となりました。

以上のことから、当連結会計年度末におけるONLY SERVICEの会員数は以下の通りとなりました。

|                    | 2022年3月末 | 2021年3月末 | 前年同月比  |
|--------------------|----------|----------|--------|
| 契約回線数（回線）          | 207,200  | 173,100  | 19.7%増 |
| モバイルWi-Fi（※1）      | 190,700  | 161,400  | 18.2%増 |
| コミュニケーションロボット      | 16,400   | 11,700   | 40.2%増 |
| その他サービス利用者数（人）（※2） | 80,700   | 77,600   | 4.0%増  |

（※1）当連結会計年度よりモバイルWi-Fiのレンタル事業の契約回線数を含めて表記しております。その変更に伴い、前年同月の契約回線数にモバイルWi-Fiのレンタル事業の契約回線数を含めて表記しております。

（※2）その他サービス利用者数はONLYOPTION、天然水宅配、スマートホームサービスの合計になります。なお通信サービスと同時に申込されている顧客については契約回線数と重複でのカウントになっております。

#### （その他）

その他については、主に天然水宅配事業とハウスベンダー事業を行っております。天然水宅配事業につきましては、営業活動を縮小しているため保有顧客数が減少し、売上高、営業利益とも減少いたしました。また、ハウスベンダー事業につきましても、売上高は減少したものの、営業利益は若干増加しております。

その結果、売上高474,910千円（前年同期比18.9%減）、営業利益104,014千円（同13.7%減）となりました。

（注1）「Only Customize Plan」とは、当社傘下代理店が企画したサービスや価格を反映し、代理店のオリジナルブランドのサービスとして顧客に回線提供を行うプランであります。

（注2）MVNEとは、大手キャリアより回線を借り受けて、MVNOに回線を卸す事業者のことです。

セグメント別売上高

| セグメント区分     | 第 26 期<br>(2022年3月期)<br>(当連結会計年度) |       |
|-------------|-----------------------------------|-------|
|             | 金額                                | 構成比   |
| モバイルWi-Fi事業 | 9,145,570千円                       | 79.1% |
| ロボット事業      | 1,947,452                         | 16.8  |
| その他の        | 474,910                           | 4.1   |
| 合計          | 11,567,934                        | 100.0 |

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と総額2,900,000千円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入未実行残高は900,000千円であります。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 23 期<br>(2019年 3 月期) | 第 24 期<br>(2020年 3 月期) | 第 25 期<br>(2021年 3 月期) | 第 26 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年 3 月期) |
|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売上高(千円)                 | 6,192,894              | 7,701,280              | 9,945,117              | 11,567,934                          |
| 経常利益(千円)                | 843,303                | 1,118,579              | 1,308,424              | 1,532,960                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(千円) | 584,996                | 749,025                | 912,451                | 1,049,457                           |
| 1株当たり当期純利益(円)           | 99.28                  | 127.05                 | 154.34                 | 176.77                              |
| 総資産(千円)                 | 5,423,932              | 7,686,898              | 8,707,491              | 10,062,701                          |
| 純資産(千円)                 | 3,513,434              | 4,216,294              | 5,108,197              | 6,155,628                           |
| 1株当たり純資産額(円)            | 596.06                 | 714.70                 | 863.16                 | 1,034.96                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第 23 期<br>(2019年 3 月期) | 第 24 期<br>(2020年 3 月期) | 第 25 期<br>(2021年 3 月期) | 第 26 期<br>(当事業年度)<br>(2022年 3 月期) |
|---------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売上高(千円)       | 5,840,595              | 6,982,715              | 8,319,576              | 9,585,422                         |
| 経常利益(千円)      | 751,525                | 1,055,041              | 1,038,458              | 1,388,279                         |
| 当期純利益(千円)     | 523,530                | 747,694                | 780,674                | 1,080,740                         |
| 1株当たり当期純利益(円) | 88.84                  | 126.83                 | 132.05                 | 182.04                            |
| 総資産(千円)       | 5,400,419              | 7,536,507              | 8,216,802              | 9,463,487                         |
| 純資産(千円)       | 3,423,427              | 4,124,956              | 4,885,082              | 5,963,795                         |
| 1株当たり純資産額(円)  | 580.79                 | 699.22                 | 825.46                 | 1,002.70                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                  | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容          |
|----------------------|----------|----------|------------------|
| 株式会社ライフスタイル<br>ウオーター | 90,000千円 | 100%     | 天然水宅配販売          |
| 株式会社モバイル・プラン<br>ニング  | 10,000千円 | 100%     | モバイルWi-Fiのレンタル事業 |

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しとして、近年、AI技術の高度化やスマートスピーカーの普及により音声認識技術が向上し、より自然なより自然なコミュニケーション手段が確立され、また、個人のライフスタイルの多様化に伴い、コミュニケーションの用途に特化した「家庭用ロボット」が普及し、ロボットが日常生活に入り込む時代になってきています。

コミュニケーションロボット市場は、2030年には900万台まで一般家庭へ普及することが見込まれ、急速に成長することが期待されている市場であり、今後、コミュニケーションロボットのニーズは確実に増えていきます。

また、既に変化しつつある新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化や、AI、IoT、5Gなどの技術革新の進展により、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化することが予想されます。

こうした状況の中、当社グループは、2022年3月期より3ヵ年の中期経営計画「Connecting to the Future」をスタートさせました。当社グループは、「全ての人々にテクノロジーの恩恵を」もたらすことを長期ビジョンとして掲げ、テクノロジーを社会に広げる架け橋（チャンネル）を築き、未来の社会を豊かにしたいと考えております。

その中で、今後ますます社会からのニーズ拡大が予測されるコミュニケーションロボット分野において、多くの人々がコミュニケーションロボットといえば“Robot Planet”を思い起こしてもらえそうな、最高の顧客体験価値を創出する「ロボットプラットフォーム」として確立することを目指してまいります。

#### ・中期経営計画の戦略

##### ① ロボット事業の基幹事業化に向けた経営資源の重点配分

「新しい家族に出逢える」をコンセプトとした「Robot Planet」ショップ及びポップアップ・ストアの拠点数拡大、ブランディング強化を図るとともに、新たな催事可能店舗や新チャンネルを積極的に開拓し、事業拡大を目指してまいります。

- ② モバイルW i - F i 事業で安定した成長を目指すための事業モデルの構築  
 大手の行き届かない消費者の利用目的にフォーカスしたインターネットサービスを展開することでモバイルW i - F i 事業の安定的成長を目指してまいります。
- ③ 各事業の成長を加速させるためのCRM分野の基盤強化  
 CRM分野において、顧客エンゲージメントの継続的接触を強化し、ファン化したカスタマージャーニーの実現を目指してまいります。

また、長期ビジョンの実現に向けて、サステナビリティを巡る以下の重要課題に積極的に取り組むことにより、環境・社会の課題解決と事業成長を両立させ、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に貢献してまいります。

・ E（環境）

ペーパーレス化（オンライン化）の推進を通じて、森林破壊の抑制、地球温暖化の防止に貢献します。

・ S（社会）

① 健康と安全に配慮した職場づくりに取り組み、多様なライフスタイルの実現を目指すことで従業員の健康および福祉の増進に貢献します。

② 様々な経験や価値観を持つ多様な人材が活躍できる体制を整備し、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に貢献します。

・ G（ガバナンス）

ガバナンスの高度化を通じて、企業価値の最大化に貢献します。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

| 事業区分             | 事業内容                                                           |
|------------------|----------------------------------------------------------------|
| モバイルW i - F i 事業 | モバイルデータ通信サービス、インターネットオプションサービス及びコンテンツの提供、モバイルW i - F i のレンタル事業 |
| ロボット事業           | コミュニケーションロボットの販売、通信サービスの提供                                     |
| その他              | 天然水宅配サービス、ハウスペンダー事業                                            |

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

| 名 称           | 所 在 地    |
|---------------|----------|
| 本 社           | 大阪府大阪市   |
| 東 京 事 業 所     | 東京都品川区   |
| 東 京 第 二 事 業 所 | 東京都品川区   |
| 大 阪 事 業 所     | 大阪府大阪市   |
| 鹿 児 島 事 業 所   | 鹿児島県鹿児島市 |

② 子会社

| 名 称              | 所 在 地  |
|------------------|--------|
| 株式会社ライフスタイルウォーター | 大阪府大阪市 |
| 株式会社モバイル・プランニング  | 東京都中央区 |

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称         | 使 用 人 数  | 前連結会計年度末比増減 |
|------------------|----------|-------------|
| モバイルW i - F i 事業 | 93 (8) 名 | ▲1 (2) 名    |
| ロ ボ ッ ト 事 業      | 100 (0)  | 45 (0)      |
| そ の 他            | 2 (5)    | 0 (0)       |
| 全 社 ( 共 通 )      | 56 (35)  | 5 (8)       |
| 合 計              | 251 (48) | 49 (10)     |

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については前連結会計年度の数値を変更後の区分方法に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 229 (37) 名 | 44名増 (9名増) | 29.1歳 | 4.6年   |

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 540,010千円 |
| 株式会社りそな銀行    | 434,990   |
| 株式会社紀陽銀行     | 300,000   |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 300,000   |
| 株式会社南都銀行     | 200,000   |
| 株式会社みずほ銀行    | 175,000   |
| 株式会社滋賀銀行     | 100,000   |
| 株式会社関西みらい銀行  | 100,000   |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 20,000,000株

② 発行済株式の総数 5,948,139株 (うち自己株式429株)

(注) 1. 新株予約権の行使による新株発行に伴い、発行済株式の総数は8,100株増加しております。

2. 取締役 (社外取締役を除く) 5名及び従業員に対して譲渡制限付株式報酬として2021年7月16日付で新株式21,628株を発行したことに伴い、発行済株式の総数は21,628株増加しております。

③ 株主数 1,616名

④ 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名                               | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|-------------|---------|
| 佐 久 間 寛                             | 1,409,187 株 | 23.69%  |
| 有 限 会 社 サ ク マ ジ ャ パ ン               | 1,221,000   | 20.53   |
| 株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2       | 591,300     | 9.94    |
| 株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3       | 591,300     | 9.94    |
| 光 通 信 株 式 会 社                       | 502,000     | 8.44    |
| 株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル                 | 475,500     | 7.99    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 159,800     | 2.69    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行           | 136,600     | 2.30    |
| 吉 本 正 人                             | 77,762      | 1.31    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG  | 68,446      | 1.15    |

（注）持株比率は自己株式（429株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                      | 株 式 数  | 交 付 対 象 者 |
|----------------------|--------|-----------|
| 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） | 8,522株 | 5名        |
| 社外取締役（監査等委員を除く）      | －株     | －名        |
| 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）  | －株     | －名        |
| 監 査 役                | －株     | －名        |

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3) ④取締役及び監査役の報酬等」（17頁）に記載しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                            |                            | 第 1 回 新 株 予 約 権                                | 第 2 回 新 株 予 約 権                               |
|--------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                  |                            | 2014年 7 月 15 日                                 | 2015年 3 月 17 日                                |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |                            | 7,750個                                         | 9,100個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数         |                            | 普通株式 23,250株<br>(新株予約権 1 個につき 3 株)             | 普通株式 27,300株<br>(新株予約権 1 個につき 3 株)            |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                        |                            | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                        | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                       |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                            | 新株予約権 1 個当たり 600円<br>(1 株当たり 200円)             | 新株予約権 1 個当たり 600円<br>(1 株当たり 200円)            |
| 権 利 行 使 期 間                                |                            | 2016年 7 月 23 日から<br>2024年 6 月 22 日まで           | 2017年 3 月 18 日から<br>2025年 3 月 16 日まで          |
| 行 使 の 条 件                                  |                            | (注) 2                                          |                                               |
| 役 員 の 保 有 状 況                              | 取 締 役<br>(監査等委員及び社外取締役を除く) | 新株予約権の数 3,500個<br>目的となる株式数 10,500株<br>保有者数 1 名 | 新株予約権の数 1,200個<br>目的となる株式数 3,600株<br>保有者数 2 名 |
|                                            | 社外取締役を除く<br>(監査等委員を除く)     | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名          |
|                                            | 取 締 役<br>(監 査 等 委 員)       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名          |

(注) 1. 2017年 7 月 1 日付で行った 1 株を 3 株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2022年 3月31日現在)

| 会社における地位     | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                            |
|--------------|-----------|---------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長      | 佐久間 寛     | 株式会社ライフスタイルウォーター代表取締役社長<br>株式会社モバイル・プランニング取締役           |
| 取締役副社長       | 北 鳴 保 宏   | CRM本部長                                                  |
| 常務取締役        | 吉 本 正 人   | 営業本部長兼東日本事業部長<br>株式会社モバイル・プランニング取締役                     |
| 取 締 役        | 松 下 正 則   | 管理本部長兼総務部長<br>株式会社ライフスタイルウォーター取締役<br>株式会社モバイル・プランニング取締役 |
| 取 締 役        | 長 谷 川 直 文 | 営業本部西日本事業部長<br>株式会社ライフスタイルウォーター取締役                      |
| 取 締 役        | 吉 田 憲 正   |                                                         |
| 取締役(常勤監査等委員) | 竹 井 一 茂   | 株式会社ライフスタイルウォーター監査役<br>株式会社モバイル・プランニング監査役               |
| 取締役(監査等委員)   | 平 野 恵 稔   | 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー<br>株式会社パルグループホールディングス 社外<br>監査役     |
| 取締役(監査等委員)   | 三 嶋 政 美   | 税理士法人CROSSROAD 代表社員<br>株式会社ダイレクトマーケティングミックス<br>社外取締役    |

- (注) 1. 取締役吉田憲正氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)平野恵稔氏及び三嶋政美氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)三嶋政美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役吉田憲正氏、取締役(監査等委員)平野恵稔氏及び三嶋政美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2022年1月1日付で北鳴保宏氏は取締役から取締役副社長に就任いたしました。
6. 当社は、3名の監査等委員のうち1名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。



## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象としないこととしております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### a. 基本方針

当社の報酬限度額は、2021年6月23日開催の第25回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を年額300百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内、かつ、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役を30百万円以内と決議いただいております。同決議日時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

また、上記報酬限度額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、年額50百万円以内とする旨を2021年6月23日開催の第25回定時株主総会において決議いただいております。同決議日時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は5名であります。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬等により構成され、監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

- b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

- c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件決定に関する方針を含む。）

- (1) 業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の開示計画における連結経常利益に到達していることを前提に、各職責・業績への貢献度等を踏まえたうえで、毎年、一定の額を一定の時期に支給することとしております。

また、業績指標として連結経常利益を選定した理由は、各事業年度利益計画に掲げている指標と整合しているためであります。なお、当事業年度における業績指標の目標は1,519百万円であり、実績は1,532百万円となりました。

- (2) 非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るため、業績指標を反映した譲渡制限付株式とし、各事業年度の開示計画における連結経常利益に到達していることを前提に、各職責・業績への貢献度等を踏まえたうえで、その額に応じた株式数を一定の時期に支給することとしております。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、役位・職責等に応じて業績連動報酬のウェイトを決定することとしております。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長の佐久間寛がその具体的内容について委任を受けるものとし、経営内容、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して、個人別の基本報酬の具体的な額を、並びに単年度の業績等に応じて業績連動報酬の支給の有無及び具体的な額を決定する権限を有するものとします。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社を取巻く環境、経営状況等を当社において最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。なお、非金銭報酬等である株式報酬は、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議することとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                         | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |              |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------|--------------|-----------------------|
|                             |                    | 固定報酬               | 業績連動<br>報酬等  | 非金銭<br>報酬等   |                       |
| 取締役 (監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 82,688<br>(3,600)  | 75,883<br>(3,600)  | 1,000<br>(-) | 5,805<br>(-) | 6<br>(1)              |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 10,350<br>(5,400)  | 10,350<br>(5,400)  | -<br>(-)     | -<br>(-)     | 3<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役)            | 2,550<br>(1,200)   | 2,550<br>(1,200)   | -<br>(-)     | -<br>(-)     | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)             | 95,588<br>(10,200) | 88,783<br>(10,200) | 1,000<br>(-) | 5,805<br>(-) | 9<br>(3)              |

- (注) 1. 上記には、2021年6月23日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名 (うち社外監査役2名) を含めております。なお当社は、2021年6月23日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役 (4名) の使用人分給与 (賞与を含む。) を33,289千円支払っております。
4. 業績連動報酬等に係る業績指標は、当社グループにおける連結経常利益としております。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

## ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2015年11月18日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月26日開催の第22回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額30,000千円以内、株式数の上限を年30千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。監査役の報酬限度額は、1999年5月25日開催の第3回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年6月23日開催の第25回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名（うち社外取締役1名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月23日開催の第25回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額50,000千円以内、株式数の上限を年50千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年6月23日開催の第25回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役吉田憲正氏は、他の法人等の重要な兼職は行っておりません。
- ・社外取締役（監査等委員）平野恵稔氏は、当社が顧問契約している弁護士法人大江橋法律事務所のパートナーであります。当社の顧問業務には一切関与しておりません。また、株式会社パルグループホールディングス社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）三嶋政美氏は、税理士法人CROSSROAD代表社員、株式会社ダイレクトマーケティングミックス社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                       | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                      |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>吉田 憲正        | <p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。</p> <p>主に他社の代表取締役または取締役を歴任し培われた企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、企業経営について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> |
| 社外取締役（監査等委員）<br>平野 惠稔 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち全て（監査役として4回、監査等委員として13回）に、また、監査役会3回のうち全てに、監査等委員会10回のうち全てに出席し、適宜発言を行い法律の専門家としての知見や他社社外役員としての経験に基づく、当社経営に対する実効性の高い監督等、社外取締役に期待される十分な役割・責務を果たしております。</p>  |
| 社外取締役（監査等委員）<br>三嶋 政美 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち全て（監査役として4回、監査等委員として13回）に、また、監査役会3回のうち全てに、監査等委員会10回のうち9回に出席し、適宜発言を行い会計の専門家としての知見や他社社外役員としての経験に基づく、当社経営に対する実効性の高い監督等、社外取締役に期待される十分な役割・責務を果たしております。</p>  |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 17,900千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,900千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任する方針です。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役及び使用人は、「BJグループ行動規範」を率先垂範するとともに当社グループにおける企業倫理の確立、法令、定款及び社内規程の遵守に努める。
  - b. 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出しならびに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動や研修等を通じて、全社的な「BJグループ行動規範」の徹底を推進する。
  - c. 法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときは、直接通報・相談を受ける体制として内部通報窓口を設置し、内部通報制度の実効を図る。通報・相談を受けた内部通報窓口担当者は直ちに内容を調査するとともにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は再発防止策を検討し、全社的に再発防止策を実施させる。
  - d. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の社外専門組織と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
  
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、「情報管理規程」に基づき、効果的な情報セキュリティ対策を推進する。
  - b. 取締役は、重要な文書等の情報を法令ならびに「文書管理規程」及びそれに関連する各規程及びマニュアルに従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適切に記録又は保存管理し、取締役・監査等委員が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
  
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施する。
  - b. 当社はリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社グループのリスク管理の実施について監督する。
  - c. 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
  - d. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において報告する。



- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役会を取締役の業務執行状況を監督する機関と位置づけ、原則として毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
  - b. 取締役会は、当社グループの中期経営計画ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
  - c. 迅速かつ的確な経営判断を補完する機関として、経営会議を毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営課題の検討および報告を行う。
  
- ホ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、「BJグループ行動規範」を定め、グループ企業各社が当該指針に則った企業運営、コンプライアンスを徹底した企業活動を行うよう指導するとともに、各社における諸規程の整備を支援する。
  - b. 当社は、子会社の効率的な業務運営の確保と適切な監督により、その健全な成長を支援することを目的として、当社グループ共通の「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
  - c. 監査等委員は、網羅的観点からモニタリング及び監査を実施し、改善を促すとともに、その結果を当社グループ各社に報告する。
  
- ヘ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - a. 当社は、信頼性のある財務報告を作成し、その適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準、同実施基準」に則り、内部統制システムを整備・運用する。
  - b. 当社グループは、内部統制システムが適正に機能していることを常に評価し、不備があれば、必要な是正を行い、改善を図る。
  
- ト. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
  - 取締役は、監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人として適切な人材を配置し、当該使用人の取締役からの独立性確保に努めることとする。



チ. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

- a. 監査等委員は、取締役会及び経営会議に出席し、代表取締役および業務執行担当取締役より業務執行状況の報告を受ける。
- b. 監査等委員の職務の効果的な遂行のため、取締役または使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項ならびに業務執行の状況について報告する。
- c. 取締役及び使用人は、監査等委員が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合、迅速かつ的確に対応することとする。
- d. 取締役は、「内部通報規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保する。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けない旨を、その内容に含めるものとする。

リ. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員は、代表取締役、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ定期的または随時に意見交換を実施する。
- b. 監査等委員は、監査の実施にあたり、必要に応じて独自に外部の専門家の助言を受けることができる。
- c. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査等委員の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

イ. 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「BJグループ行動規範」を定めるとともに全役職員に周知徹底を図っております。

ロ. 当社は、コンプライアンス意識の向上として、使用人に対して年1回以上コンプライアンス研修を実施、コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、当社に関連する法令遵守についての認識強化、関連法令の改正があった場合についてはその改正点の確認を実施し、さらなる法令遵守の認識を深めております。業務上の課題の洗い出しや問題点の検討、審議した結果について部門責任者へ通達し、改善に向けた取り組み内容について、部門責任者から報告を受け、取り組み内容の進捗確認を実施しております。

また、当社は不正行為等の防止、早期発見及び是正のための内部通報制度を設けております。

ハ．当社は、当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、リスクマネジメント委員会を年2回、上期と下期にそれぞれ開催し、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえた当社全体に関わるリスクを把握・評価し当社グループ全体のリスク管理を行っております。

ニ．取締役は、取締役会において適時適切な報告を受けることで、迅速かつ適正な意思決定を行っております。意思決定及び報告については、「取締役会規則」に基づいて実施し、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づいて、作成、保存、管理及び廃棄を行っております。

ホ．監査等委員は、取締役会への出席及び常勤監査等委員による経営会議その他の重要会議への出席を通じて、内部統制の構築及び運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室、取締役と定期的に情報・意見の交換を行い監査の実効性を高めております。

ヘ．内部監査室は、内部監査計画に基づき当社グループの内部統制の整備・評価を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告、必要に応じ、監査等委員と連携を図り改善策の指導・支援を実施しております。

ト．反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢を持って取り組む体制を整備し、契約書等への反社会的勢力排除条項の記載を継続しております。

チ．当社は当事業年度において、代表取締役社長含む全役職員を対象として、インサイダー取引防止のための社内研修を実施し、コンプライアンスに対する意識の向上にも努めております。

#### (6) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しつつ、将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

今後も引き続き成長を継続させ、企業価値を高めてまいり所存ではありますが、事業展開及び経営基盤強化を踏まえた上で、当事業年度の配当につきましては、1株あたり1円増配し9円いたしました。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|-----------|------------|---------------|------------|
| (資産の部)    |            | (負債の部)        |            |
| 流動資産      | 9,349,026  | 流動負債          | 3,762,568  |
| 現金及び預金    | 2,824,930  | 支払手形及び買掛金     | 268,641    |
| 受取手形及び売掛金 | 1,162,723  | 短期借入金         | 2,000,000  |
| 割賦売掛金     | 5,158,689  | 1年内返済予定の長期借入金 | 60,000     |
| 商 品       | 392,034    | リ ー ス 債 務     | 482        |
| そ の 他     | 79,071     | 未 払 金         | 794,160    |
| 貸倒引当金     | △268,422   | 未払法人税等        | 260,551    |
| 固定資産      | 713,674    | 賞与引当金         | 98,813     |
| 有形固定資産    | 75,326     | 役員賞与引当金       | 1,000      |
| 建物附属設備    | 46,367     | 株主優待引当金       | 1,071      |
| 工具器具備品    | 27,358     | そ の 他         | 277,848    |
| リース資産     | 1,599      | 固定負債          | 144,505    |
| 無形固定資産    | 250,574    | 長期借入金         | 90,000     |
| の れ ん     | 182,788    | リース債務         | 1,285      |
| そ の 他     | 67,786     | 資産除去債務        | 23,943     |
| 投資その他の資産  | 387,773    | そ の 他         | 29,275     |
| 投資有価証券    | 8,000      | 負債合計          | 3,907,073  |
| 長期貸付金     | 44,826     | (純資産の部)       |            |
| 繰延税金資産    | 152,696    | 株 主 資 本       | 6,155,628  |
| そ の 他     | 246,854    | 資 本 金         | 648,408    |
| 貸倒引当金     | △64,603    | 資 本 剰 余 金     | 271,788    |
| 資産合計      | 10,062,701 | 利 益 剰 余 金     | 5,235,936  |
|           |            | 自 己 株 式       | △506       |
|           |            | 純資産合計         | 6,155,628  |
|           |            | 負債純資産合計       | 10,062,701 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2021年4月1日から )  
( 2022年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 11,567,934 |
| 売上原価            |         | 5,114,782  |
| 売上総利益           |         | 6,453,151  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 4,945,803  |
| 営業利益            |         | 1,507,348  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 53      |            |
| 雇用調整助成金         | 16,623  |            |
| 貸倒引当金戻入額        | 653     |            |
| 受取手数料           | 8,835   |            |
| その他の            | 5,634   | 31,800     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 6,179   |            |
| その他の            | 8       | 6,187      |
| 経常利益            |         | 1,532,960  |
| 特別損失            |         |            |
| システム開発中止に伴う損失   | 22,397  | 22,397     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,510,563  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 486,472 |            |
| 法人税等調整額         | △25,367 | 461,105    |
| 当期純利益           |         | 1,049,457  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 1,049,457  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |         |           |         |           | 純資産合計     |
|--------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|
|                          | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |           |
| 当連結会計年度期首残高              | 625,721 | 249,102 | 4,233,822 | △449    | 5,108,197 | 5,108,197 |
| 当連結会計年度変動額               |         |         |           |         |           |           |
| 剰余金の配当                   |         |         | △47,344   |         | △47,344   | △47,344   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |         |         | 1,049,457 |         | 1,049,457 | 1,049,457 |
| 新株の発行                    | 21,876  | 21,876  |           |         | 43,753    | 43,753    |
| 新株の発行（新株予約権の行使）          | 810     | 810     |           |         | 1,620     | 1,620     |
| 自己株式の取得                  |         |         |           | △56     | △56       | △56       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） |         |         |           |         | －         | －         |
| 当連結会計年度変動額合計             | 22,686  | 22,686  | 1,002,113 | △56     | 1,047,430 | 1,047,430 |
| 当連結会計年度末残高               | 648,408 | 271,788 | 5,235,936 | △506    | 6,155,628 | 6,155,628 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)   |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産     | 8,392,289 | 流動負債          | 3,408,406 |
| 現金及び預金   | 2,107,424 | 買掛金           | 136,952   |
| 受取手形     | 11,915    | 短期借入金         | 2,000,000 |
| 売掛金      | 921,284   | 1年内返済予定の長期借入金 | 60,000    |
| 割賦売掛金    | 5,158,689 | 未払金           | 732,372   |
| 商品       | 392,034   | 未払費用          | 22,354    |
| 前払費用     | 24,675    | 預り金           | 23,920    |
| その他      | 37,933    | 賞与引当金         | 85,467    |
| 貸倒引当金    | △261,667  | 役員賞与引当金       | 1,000     |
| 固定資産     | 1,071,198 | リース債務         | 482       |
| 有形固定資産   | 62,022    | 未払法人税等        | 174,623   |
| 建物附属設備   | 34,119    | 株主優待引当金       | 1,071     |
| 工具器具備品   | 26,303    | その他           | 170,162   |
| リース資産    | 1,599     | 固定負債          | 91,285    |
| 無形固定資産   | 47,762    | リース債務         | 1,285     |
| その他      | 47,762    | 長期借入金         | 90,000    |
| 投資その他の資産 | 961,412   | 負債合計          | 3,499,691 |
| 投資有価証券   | 5,000     | (純資産の部)       |           |
| 関係会社株式   | 602,200   | 株主資本          | 5,963,795 |
| 長期貸付金    | 44,826    | 資本金           | 648,408   |
| 長期前払費用   | 55,194    | 資本剰余金         | 271,788   |
| 差入保証金    | 115,102   | 資本準備金         | 271,788   |
| 保険積立金    | 47,361    | 利益剰余金         | 5,044,104 |
| 繰延税金資産   | 136,544   | その他利益剰余金      | 5,044,104 |
| その他の投資   | 18,563    | 繰越利益剰余金       | 5,044,104 |
| 貸倒引当金    | △63,379   | 自己株式          | △506      |
| 資産合計     | 9,463,487 | 純資産合計         | 5,963,795 |
|          |           | 負債純資産合計       | 9,463,487 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2021年 4 月 1 日から )  
( 2022年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     | 金 額       |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 9,585,422 |
| 売 上 原 価                 |         | 4,092,015 |
| 売 上 総 利 益               |         | 5,493,407 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 4,393,598 |
| 営 業 利 益                 |         | 1,099,808 |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 261,647 |           |
| 業 務 代 行 収 入             | 4,800   |           |
| 雇 用 調 整 助 成 金           | 16,623  |           |
| 受 取 手 数 料               | 8,226   |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 642     |           |
| そ の 他                   | 2,884   | 294,825   |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 6,346   |           |
| そ の 他                   | 8       | 6,355     |
| 経 常 利 益                 |         | 1,388,279 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 1,388,279 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 331,882 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △24,343 | 307,539   |
| 当 期 純 利 益               |         | 1,080,740 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |              |                                    |              |         | 純資産合計     |                |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------|------------------------------------|--------------|---------|-----------|----------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                          |              | 自 己 株 式 |           | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                             |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |           |                |
| 当 期 首 残 高                   | 625,721 | 249,102   | 249,102      | 4,010,708                          | 4,010,708    | △449    | 4,885,082 | 4,885,082      |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |              |                                    |              |         |           |                |
| 剰余金の配当                      |         |           |              | △47,344                            | △47,344      |         | △47,344   | △47,344        |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |              | 1,080,740                          | 1,080,740    |         | 1,080,740 | 1,080,740      |
| 新 株 の 発 行                   | 21,876  | 21,876    | 21,876       |                                    |              |         | 43,753    | 43,753         |
| 新株の発行(新株<br>予約権の行使)         | 810     | 810       | 810          |                                    |              |         | 1,620     | 1,620          |
| 自己株式の取得                     |         |           |              |                                    |              | △56     | △56       | △56            |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) |         |           |              |                                    |              |         | -         | -              |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 22,686  | 22,686    | 22,686       | 1,033,396                          | 1,033,396    | △56     | 1,078,713 | 1,078,713      |
| 当 期 末 残 高                   | 648,408 | 271,788   | 271,788      | 5,044,104                          | 5,044,104    | △506    | 5,963,795 | 5,963,795      |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社ベネフィットジャパン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 勇 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 哲雄 印

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベネフィットジャパンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベネフィットジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社ベネフィットジャパン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 勇 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 哲雄 印

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベネフィットジャパンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につきまして以下のとおり報告いたします。なお、当社は昨年開催の第25回定時株主総会におきまして監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたが、2021年4月1日から2021年6月23日定時株主総会終了までの間の監査役会による監査の方法及び結果につきましても以下の報告と同様であることを付記いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席するほか代表取締役及び各取締役との意見交換会並びに各部門長との面談を通してその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また重要な決裁書類等を閲覧しさらに本社・事業所において業務及び財産の状況について調査いたしました。また、子会社については定期的に業務の報告を受け、必要に応じて往査しました。
- (2) 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告をもとに意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。(財務報告に係る内部統制含む。)

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年 5 月 19 日

株式会社ベネフィットジャパン 監査等委員会

監査等委員 竹 井 一 茂

監査等委員 平 野 恵 稔

監査等委員 三 嶋 政 美

なお、監査等委員平野恵稔及び三嶋政美は、会社法第2条第15号及び第331条6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                          | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、 <u>計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(附則)<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。</p> <p>(附則)<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>第1条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )          | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | さ く ま ひろし<br>佐 久 間 寛<br>(1966年2月20日)   | 1988年11月 株式会社エスピージャパン設立<br>代表取締役社長就任<br>1996年6月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）<br>2008年5月 株式会社ライフスタイルウォーター<br>代表取締役社長就任（現任）<br>2019年9月 株式会社モバイル・プランニング<br>取締役就任（現任）                                                                                                                                                                                    | 1,409,187株             |
| 2         | きた なる やす ひろ<br>北 鳴 保 宏<br>(1967年7月13日) | 1990年4月 関西フェルトファブリック株式会社<br>入社<br>1994年5月 三井物産情報通信株式会社（現：株式<br>会社ティーガイア）入社<br>2001年4月 アメリカン・エキスプレス・インター<br>ナショナル・インコーポレイテッド<br>入社<br>2002年11月 クラビット株式会社（現：ブロード<br>メディア株式会社）入社<br>2005年10月 ソフトバンクBB株式会社（現：ソフト<br>バンク株式会社）転籍 部長<br>2019年4月 同社 執行役員副本部長<br>2020年7月 当社入社 事業戦略室長<br>2021年4月 CRM本部長（現任）<br>2021年6月 取締役就任<br>2022年1月 取締役副社長就任（現任） | 816株                   |
| 3         | よし もと まさ と<br>吉 本 正 人<br>(1975年8月11日)  | 1997年8月 当社入社<br>2000年4月 西日本地域部長<br>2001年6月 取締役就任<br>2003年4月 営業本部長兼東日本事業部長（現任）<br>2010年6月 常務取締役就任（現任）<br>2019年9月 株式会社モバイル・プランニング<br>取締役就任（現任）                                                                                                                                                                                               | 77,762株                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )               | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 4         | まつ した まさ のり<br>松 下 正 則<br>(1976年11月30日)     | 2000年1月 当社入社<br>2006年4月 管理本部次長<br>2010年6月 取締役就任(現任) 管理本部長<br>2014年10月 株式会社ライフスタイルウォーター<br>取締役就任(現任)<br>2015年10月 管理本部長兼総務部長(現任)<br>2019年9月 株式会社モバイル・プランニング<br>取締役就任(現任) | 9,445株                    |
| 5         | は せ が わ なお ふみ<br>長 谷 川 直 文<br>(1977年10月13日) | 1999年8月 当社入社<br>2004年4月 新商品開発課長<br>2009年4月 営業本部次長<br>2011年6月 取締役就任(現任)<br>2015年3月 営業本部西日本事業部長(現任)<br>2020年4月 株式会社ライフスタイルウォーター<br>取締役就任(現任)                             | 6,411株                    |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者が選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役竹井一茂氏が辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。竹井一茂氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。会社法第2条15号規定の社外取締役要件を満たすことから、監査等委員である社外取締役として改めて選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| たけい かず も<br>竹井一茂<br>(1949年4月27日)                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1973年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行<br>1998年2月 同 長田支店長<br>2000年2月 同 神戸地区営業部長<br>2000年10月 株式会社システムディベロップメント（現株式会社NSD）総務部長<br>2004年6月 同 取締役就任 総務部長<br>2006年7月 同 執行役員調査企画部長<br>2007年4月 NSDビジネスサービス株式会社代表取締役社長就任<br>2008年8月 株式会社システムディベロップメント（現株式会社NSD）BCM部調査役<br>2009年2月 同 BCM部部長<br>2010年2月 独立行政法人日本万国博覧会記念機構理事就任<br>2014年6月 常勤監査役就任<br>2014年10月 株式会社ライフスタイルウォーター監査役就任（現任）<br>2019年9月 株式会社モバイル・プランニング監査役就任（現任）<br>2021年6月 取締役（常勤監査等委員）就任（現任） | 一株                 |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br/>                     竹井一茂氏を社外取締役候補者とした理由は、他社での経営者としての豊富な経験により、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を有しております。また、他社において総務、調査企画の重要なポジションを歴任しており、法務・リスクマネジメントにおける豊富な経験及び知識を有していることから、これらの経験・見識に基づく、有益な助言等を通じた取締役会の監督機能強化及び当社の持続的成長と企業価値向上に貢献するものと期待されるため、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                    |

- (注) 1. 竹井一茂氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹井一茂氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、竹井一茂氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 竹井一茂氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。同氏の監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、取締役に被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査等委員である取締役候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(ご参考) スキルマトリックス【本定時株主総会後の予定】

当社は、「全ての人々にテクノロジーの恩恵を」という長期ビジョンのもと、テクノロジーを社会に広げる架け橋（チャンネル）を築き、未来の社会を豊かにしたいと考えております。

今後の当社における持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現し、ステークホルダーからの負託に応えるべく、ガバナンス体制の充実やサステナビリティを巡る課題の解決に向け、企業経営に取り組んでおります。

各取締役は、これらの取組みを実現する上で必要な資質を有した布陣であると考えております。

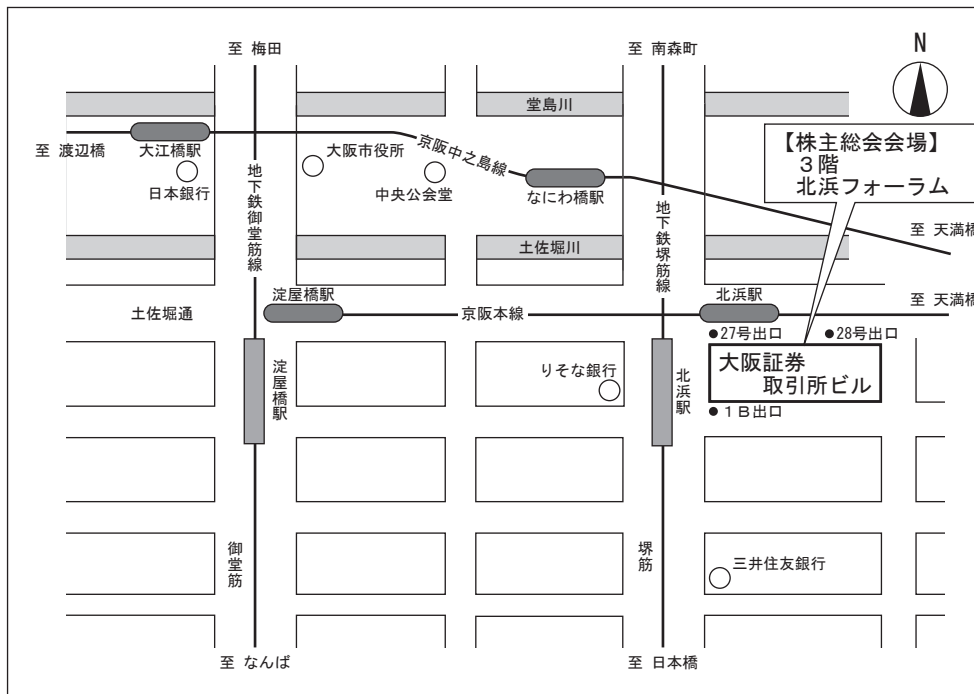
本定時株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案通り承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性は以下の通りです。

| 氏名     | 専門性、経験   |           |                  |          |                |                |             |
|--------|----------|-----------|------------------|----------|----------------|----------------|-------------|
|        | 企業<br>経営 | 財務・<br>会計 | 法務・リスク<br>マネジメント | 業界<br>知識 | 営業・マーケ<br>ティング | 新サービス<br>企画・開発 | 人材育成・<br>開発 |
| 佐久間 寛  | ●        | ●         |                  | ●        | ●              |                |             |
| 北鳴 保宏  |          |           |                  | ●        | ●              | ●              |             |
| 吉本 正人  |          |           |                  | ●        | ●              | ●              | ●           |
| 松下 正則  |          | ●         | ●                |          |                |                |             |
| 長谷川 直文 |          |           |                  | ●        | ●              | ●              | ●           |
| 竹井 一茂  | ●        |           | ●                |          |                |                |             |
| 平野 恵稔  |          |           | ●                |          |                |                | ●           |
| 三嶋 政美  | ●        | ●         |                  | ●        |                |                | ●           |

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区北浜1丁目8番16号  
 大阪証券取引所ビル3F  
 北浜フォーラム B・C室  
 TEL (06) 6202-2311



## [交通のご案内]

- ・地下鉄堺筋線北浜駅下車 1B出口 (地下道直結)
- ・京阪本線北浜駅下車 27号出口 (地下道直結)
- ・地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約7分  
27号出口 (地下道直結)
- ・京阪中之島線なにわ橋駅 (4番出口) 徒歩約4分

